



# 「漸進的無償化」論議の経緯と特徴 : 1978年第84回 ~2020年第203回の国会審議から

渡部, 昭男

---

**(Citation)**

大学評価学会第18回大会

**(Issue Date)**

2021-03-06

**(Resource Type)**

conference object

**(Version)**

Accepted Manuscript

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90007933>



大学評価学会第18回大会2021.3.6自由研究（オンライン開催）  
「漸進的無償化」論議の経緯と特徴  
—1978年第84回～2020年第203回の国会審議から—

渡部 昭男（大阪成蹊大学〔特別招聘教授〕）

\* 本報告の詳細は下記を参照されたい。

渡部昭男2021「国際人権A規約に係る『漸進的無償化』論議の経緯と特徴  
—1978年第84回～2020年第203回の国会審議から—」『教育科学論集』(24)pp.31-44

はじめに

国会における「教育無償化」論議の際には、日本国憲法、教育基本法に加えて諸条約の規定がその根拠に引かれている。中でも、国際人権A規約（社会権規約）第13条2項(b)中等教育・(c)高等教育の「漸進的無償化（progressive introduction of free education）」規定が大きな位置を占めている。本報告では、国会審議における国際人権A規約に係る「漸進的無償化」論議の経緯と特徴を明らかにする。

構成

はじめに

1. 対象・方法・時期区分
2. 第1期：国際人権規約の締結と留保－1978年第84回～1979年第87回－
3. 第2期：高校無償化と留保撤回－1980年第91回～2012年第181回－
4. 第3期：高等教育の漸進的無償化へ－2013年第183回～2020年第203回－

おわりに

# 1. 対象・方法・時期区分

## 【対象・方法】

国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>) には、日本国憲法施行後の1947年第1回特別会から2020年第203回臨時会〔2021年第204回常会／2021.3.1現在〕までの会議録が収録されている。「漸進的無償化」の用語で簡易検索したところ、1978年第84回を皮切りに2020年第203回までにおいて、計104件147箇所がヒットした（表1／2021.1.8現在）。

The screenshot shows the search results page for the keyword '漸進的無償化' (Progressive Free of Charge) in the National Diet Library's search system. The page displays 105 relevant sessions out of 148 total sessions. The results are listed in a table with columns for session number, date, and page count. The first three results are expanded to show the text of the sessions.

検索結果	該当会議録: 105件 / 該当箇所: 148
1	第203回国会 参議院 文教科学委員会 第6号 令和2年12月4日 <a href="#">テキスト表示</a>   <a href="#">PDF</a> 総ページ数: 5
↑ 該当箇所の一覧を閉じる	
【末尾】 <a href="#">PDF: 4ページ目</a> 等に保障されなければならない。二〇二二年に、政府は国際人権規約の高等教育の漸進的無償化条項の受入れを決定した。これにより、政府は高等教育の無償化を進めていく義務	
2	第203回国会 衆議院 科学技術・イノベーション推進特別委員会 第3号 令和2年12月2日 <a href="#">テキスト表示</a>   <a href="#">PDF</a> 総ページ数: 24
↑ 該当箇所の一覧を閉じる	
城井 発言番号059 <a href="#">テキスト表示</a>   <a href="#">PDF: 8ページ目</a> する要請を受けました。約七百五十名のアンケートに基づきまして、高等教育の漸進的無償化、研究生生活の基盤となる経済的支援の抜本的拡充、国立大学運営費交付金と私学助成	
3	第201回国会 衆議院 本会議 第34号 令和2年6月17日 <a href="#">テキスト表示</a>   <a href="#">PDF</a> 総ページ数: 24
↓ 該当箇所を展開 (全1箇所)	

▶ 【時期区分】

- ▶ 大きく二つの画期：第一には1979年の同規約の批准（1979.6.21）時における同規定部分の留保であり、第二にはその部分の留保撤回（2012.9.11）である。⇒第1期：1979年第87回（1978.12.22－1979.6.14）の国際人権規約の締結と留保、第2期：それ以降～2012年第181回（2012.10.29－同11.16）の留保撤回、第3期：それ以降～今日の留保撤回後の取組みの三区分別において、その経緯と特徴をまとめる。

第1期	1979	87	7	8
	1978	84	2	2

- ▶ 5件以上ヒットした回次は1979年第87回（7件・8箇所）では国際人権規約の締結が審議。2006年第164回（6件・6箇所）、同第165回（7件・8箇所）では教育基本法の改定が審議。2010年第174回（11件・18箇所）では高校無償化法案が審議。2013年第185回（5件・6箇所）では高校無償化への所得制限導入が審議。2017年第193回（5件・6箇所）では給付型奨学金導入が、2019年第198回（13件・37箇所）では大学等修学支援法案が審議。

第2期	2012	181	1	2
		180	2	2
	2011	179	2	2
		177	4	4
	2010	176	4	4
		174	11	18
	2009	173	1	1
		171	1	2
	2008	170	1	2
		169	1	1
	2007	168	3	5
		166	3	4
	2006	165	7	8
		164	6	6
	2005	163	1	2
		162	1	1
	1984	101	1	1
	1980	93	1	1
91		1	1	

区分	国会		ヒット数	
	年	回次	件	箇所
第3期	2020	203	1	1
		201	3	4
	2019	200	1	1
		198	13	37
	2018	197	1	1
		196	1	1
	2017	193	5	6
	2016	192	1	1
		190	1	1
	2015	189	4	4
	2014	187	2	2
		186	2	2
	2013	185	5	6
		183	2	2

## 2. 第1期：国際人権規約の締結と留保 －1978年第84回～1979年第87回－

### (1) 1978年第84回：国際人権規約の早期批准問題浮上

「漸進的無償化」の用語が国会会議録検索システムにおいて最初にヒットするのは、国際人権規約（A規約・B規約〔ともに1966年国連総会採択、1976年発効〕）の早期批准問題が浮上した **1978年第84回（常会1977.12.19－1978.6.16）** である。初出は、条約を扱う外務省関係の外務委員会の会議録ではなく、**衆議院の法務委員会**の会議録においてであった。瀬戸山三男法務大臣は、法務行政に関する所信表明において、「国際人権規約の批准が問題となっておりますが、**法務省としては、その趣旨、目的に照らし、早期批准が望ましいと考えております**」と述べた（84衆・法務委2号・1978.2.9／回次と院名・会議名と号数・年月日で表記／引用に際して中略は（略）で示した）。

(つづき)

会期末直前の1978年6月14日、国際人権A規約、すなわち経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件（第84回国会条約第16号）、及び同B規約、すなわち市民的及び政治的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件（第84回国会条約第17号）が**外務委員会に付託**された。園田直外務大臣は提案理由を述べた中で、「国際人権両規約に対する政府の姿勢を明らかにするため、本大臣は**去る5月30日、国連本部において二つの規約に署名**いたしました」述べ、その際に三つの留保と一つの解釈宣言を行なったことを説明した上で、「**人権の尊重は日本国憲法を支える基本理念の一つであり、両規約の趣旨はおおむね国内的に確保されておりますが、規約の締結は、わが国の人権尊重の姿勢を改めて内外に宣明する観点から意義深いものと考えます。さらに、両規約の締結は、国際社会における人権の尊重の一層の普遍化に貢献する**という意味からもきわめて望ましいものと考えます」として承認を求めている（84衆・外務委24号・1978.6.14）。

## (2) 1979年第87回：留保付き批准の承認

第84回から継続となっていた両案件は、第87回（常会1978.12.22－1979.6.14）において実質審議された。土井たか子議員（日本社会党）の留保解除への努力義務に関する質問に対して、園田直外務大臣は「当然、この**人権規約というものは、留保条項なしに批准をするのが望ましい姿ではありませんけれども、残念ながら、時間その他の関係で政府部内の意見が統一をできなかったということをお恥じておるわけ**であります。（略）留保した事項は、残念ながら留保したわけでありますから、これは当然、将来、法的な解釈その他は別として、**解除する方向に努力をし、また、そういう責任がある**ということで、とりあえずこのような姿で批准、審査をお願いしておるということを明瞭にいたしておきます」と、真摯に応じている。さらに、「この条約の批准をお願いすることは、この条約の批准を承認していただくことによって、これに付随して、**留保事項は漸次これを解除していかなければならぬし、また、これに関連したもろもろの問題を、世界各国に比べておくれがないように、逐次新しい条約を結ぶとかあるいは国内法をつくるかということをや**るため」とも答えている（87衆・外務委4号・1979.3.14）。留保時の外務大臣による留保解除への努力に関する答弁は、極めて重要といえよう。



## 【参議院におけるA規約第13条「漸進的無償化」の留保に係る審議】

⇒留保に関して、内藤誉三郎文部大臣は「後期中等教育及び高等教育について**私立学校の占める割合の大きい**わが国においては、私学進学者との均衡等から国公立学校についても妥当な程度の負担を求めることといたしておるのでございます。また**私立学校を含めて無償化を図ることは、私学制度の根本にかかわること**であり、したがって従来の方針を変更して漸進的にせよ無償化の方針をとることは適当でないので留保いたしました」とその理由を説明した。そして、「**漸進的にせよ、それをやるだけのまだ確信が持てないのです**」と述べている。

⇒ただし、「**中等教育はすべての者が受けられるように漸進的に進めていきたい**と思っております」との意向を明らかにしている（87参・外務委11号・1979.5.22）。

# 検索例：

第87回国会 参議院 外務委員会 第11号 昭和54年5月22日

○国務大臣（内藤誉三郎君） 人権の尊重は日本国憲法の基本的精神の一つである。文部省としても、従来から、この精神を具体化すべく施策を進めてまいった次第であります。国際人権規約は世界人権宣言に掲げる人権と基本的自由に関する諸原則を条約化したものであり、文部省としても、批准のため規約の関係条項と国内法令との関連において検討を重ねてきた次第でございます。

規約の内容については、後期中等教育及び高等教育の漸進的無償化を除いては、わが国ではすでに実現されていると考えるが、人権尊重の趣旨にかんがみ、今後とも施策の一層の充実に努めてまいりたいと思うのでございます。よろしく申し上げます。

○国務大臣（内藤誉三郎君） 後期中等教育及び高等教育について私立学校の占める割合の大きいわが国においては、私学進学者との均衡等から国公立学校についても妥当な程度の負担を求めることといたしておるのでございます。また私立学校を含めて無償化を図ることは、私学制度の根本にかかわることであり、したがって従来の方針を変更して漸進的にせよ無償化の方針をとることは適当でないので留保いたしました。

わが国では、本規定の趣旨とする後期中等教育及び高等教育の機会の確保のため、かねてから私学助成、育英奨学、授業料の減免措置等の充実に努めているところであり、今後ともその充実に努めるつもりでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○政府委員（賀陽治憲君） ただいまの点でございますが、すでに留保は出尽くしたというふうにお考えいただいていいと思いますので、この項目に留保したのは日本とルワンダということになるわけでございますが、文部省の御所管の問題でございますが、高等教育についてフランス、イタリア、アメリカ、イギリス等は日本と同じ立場でございますが、それにもかかわらず、ほかの国が留保しておりませんのは、恐らくその無償化について漸進的にせよ最終的には達成し得るという確信なり政策を持っておるといふふうに解釈せざるを得ないというふうに思っております。

○国務大臣（内藤誉三郎君） 漸進的にせよ、それをやるだけのまだ確信が持てないのです。

## (つづき) 中等教育はすべての者に (1)

○粕谷照美君 了解しました。

それでは、次に移りますけれども、一三条2項の(b)と(c)。この中で教育の機会均等が定められていますけれども、この二つの項目の中には若干の差があります。それは(c)のところに「能力に応じ」と、こうありますけれども、中等教育の方にはその「能力に応じ」が入っていませんね、これはどのように考えたらよろしいですか。

○政府委員(諸澤正道君) 先ほど大臣が申されましたように、日本独特の実情として、高等学校でも私立というのが、いま五千ほどあります高等学校のうち、千二百ぐらいは私立なんですね。で生徒の数から言うと約30%は私立の生徒で、そして公私の均衡ということからしまして公立でも四千八百円ぐらいの授業料を取っておりますが、私立はその何倍か取るというような実態でございますところへ持ってきまして、これからの高等学校の行く先はどうなるかといいますと、これまた昭和五十四年度から六十一年度まで中学校の子供はずっとふえ続けまして百万くらいふえるわけですね。そうすると、その進学率を考えますと、単純計算しても千校以上の高等学校が要るじゃないかということになります。

これは財政的に非常に大きな負担で、しかもその高等学校を、人口の社会移動等がありますので、どこへどれだけつくるかということも非常に判断がむずかしいという課題がございますから、財政的な見地と、それからやはり漸進的にもせよ無償とするからには将来の私立高等学校というのはどういう性格のものとして考えるべきかという学校の性格論もありますし、それからまた国あるいは地方団体の財政の投資はどのぐらいのところでは抑えるべきか、そういうような課題が少なくとも現時点ではわれわれはなかなか判断がつかない。そこで今後のいま申しましたような高等学校の実態の推移等を見ながら、ある時点が来たならば、恐らくこれからどう考えるべきかというその見通しが多少なりとも立てられるんじゃないかというふうに考えますので、それまでの間はちょっといま判断を保留するという意味で留保をしているわけでございます。

## (つづき) 中等教育はすべての者に (2)

○粕谷照美君 文部大臣にお伺いしますけれども、この(b)項ですね、種々の形態の中等教育は、すべての適当な方法によって、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとするということと、授業料がどんどんどんどん高くなっていく、教育費も父母負担がぐんぐん上がっていくという文部省の調査もある、この辺のところについて、先ほど諸澤局長がおっしゃいましたように、やっぱり中等教育はすべての青年に開放するんだ、与えていくということを前提にしながら今後の教育を進めていくんだというお考えでしょうか、いかがですか。

### 186 内藤誉三郎

[発言URLを表示](#)

○国務大臣(内藤誉三郎君) 御指摘のとおり、中等教育はすべての者が受けられるように漸進的に進めていきたいと思っております。

○政府委員(諸澤正道君) 能力のある人がみんな上の学校へ容易に進み得るような条件をつくるということは行政の一つの課題でもありますし、また、そうあることが望ましいと思うわけですが、ただ、教育というものを考えました場合に、その受けたことによる効果はだれに帰属するかと言えば、もちろん社会に還元され社会の進歩発達にも貢献するわけですが、個人自身の利益にもなるわけですから、現在の情勢を考えました場合に、ある程度の自分の負担というのはこれはやむを得ない。ただ、この能力と個人個人の事情を考えました場合に、文部省としてこれからも一層努力してまいりたいのは、いまの奨学資金の拡充あるいは授業料の免除といったような制度をさらに充実する一方で、公私の格差というものがひどうございますから、特に私立学校に対する運営費の助成拡大というようなことで今後とも努力をしてまいりたい、こういうふうに思うわけでございます。

# 「神経質」で「きちょうめん」な結果としての留保

園田直外務大臣は「この提案折衝の過程においては関係各省は非常に神経質でありまして（略）こういうきちょうめんなことになった。（略）国連憲章、憲法その他の精神からしても、そういう方向を見ながら国内関係の対応を進めながら検討していきたいと考えております」との答弁で締めくくっている（87参・外務委15号・1979.6.5）。留保事項の見直しに係る附帯決議もなされた。

○和田春生君 国際関係というのは相互主義なんですけれども、それではお尋ねいたしますが、留保をつけずに締結をしている国がずらっと並んでおりますけれども、ちゃんとやっている、あるいはやる決意を持っていると考えていらっしゃるのですか。言いにくれば答えなくてもいいですよ、ずいぶんリアルな質問ですから。

## 196 賀陽治憲

[発言URLを表示](#)

○政府委員（賀陽治憲君） これは留保の表がすでにお手元に行っておると思えますけれども、留保をいたしましておりません国が完全に、漸進的にせよ、この内容の実現を図るといふ少なくとも自信と意思を持っておるといふふうに推定せざるを得ないと思えます。

## 197 和田春生

[発言URLを表示](#)

○和田春生君 そういふことでしょうけれども、今後のこういう条約関係、特に権利に関する条約等につきましては、やはり全体的にながめながら、もう少し何といたしますか、ゆとりを持って考えて包括的に問題を処理するという態度が必要ではないかというふうに思います。提案された内容そのものについては賛成でありますけれども、特にそのことを希望いたしまして、最後に外務大臣の所見を伺って質問を終わります。

## 198 園田直

[発言URLを表示](#)

○国務大臣（園田直君） いまの御意見を承って非常に気を強くしておるわけでございますが、この提案折衝の過程においては関係各省は非常に神経質でありまして、私はいまおっしゃるようなことでおったわけでありますが、こういうきちょうめんなことになった。したがって、この留保事項については、まず国内の法律事項の内容の検討、充実、続いて、慎重に検討した結果でございますから近い将来すぐこの留保事項を解除するというわけにはまいりませんが、国連憲章、憲法その他の精神からしても、そういう方向を見ながら国内関係の対応を進めながら検討していきたいと考えております。

### 3. 第2期：高校無償化と留保撤回 －1980年第91回～2012年第181回－

第1期の審議からは、「中等教育はすべての者に」をまず進める中で、留保撤回の検討に向かうことが予期された。結果的には、高校無償化の2010年導入とそれを踏まえた2012年留保撤回までに実に33年、三分の一世紀もの年数を要することになる。

(1) 1980年第91回～2005年第163回：留保撤回要求①（略）

(2) 2006年第164回～第165回：教育基本法改定論議

2006年第164回（常会2006.1.20－同6.18）において、内閣から「教育基本法案」（閣法89号）が提出され、民主党提案の「日本国教育基本法案」（衆法28号、鳩山由紀夫君外6名）とともに、審議がなされた。後者の「日本国教育基本法案」の第8条（高等教育）には、第3項として「高等教育については、無償教育の漸進的な導入及び奨学制度の充実等により、能力に応じ、すべての者に対してこれを利用する機会が与えられるものとする。」という案文が含まれていた。

(3) 2007年第166回～2009年第171回：留保撤回要求②（略）

#### (4) 2009年第173回～2012年第181回：留保の撤回へ

留保撤回に向けて実際に動き出すのは、民主党政権 (2009.9–2012.12) になってからである。

2010年第174回 (常会2010.1.18–同6.16) には高校無償化の法案、すなわち「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案」(閣法5号)が提出された。鳩山総理は施政方針演説において、「**すべての意志ある若者が教育を受けられるよう、高校の実質無償化を開始します。国際人権規約における高等教育の段階的な無償化条項についても、その留保撤回を具体的な目標とし、教育の格差をなくすための検討を進めてまいります**」と、留保撤回に踏み込んで述べている (174衆・本会議4号・2010.1.29)。高校無償化は2010年度から実施された。

しかし、実際の留保撤回までには**更に二年を要する**。その理由は、(b)中等教育に関しては無償化に踏み出したものの、(c)高等教育に関する**詰めが残されていた**からである。

2012年第180回（常会2012.1.24－同9.8）になって、留保撤回が明言された。武正公一議員（民主党）が「留保の撤回のタイミングにあるのではないか」と問うたのに対して、玄葉光一郎外務大臣は「今、**高校の実質無償化というものが始まって3年目**になってきた。したがって、この問題との関係について精査をしてきています。また、**大学教育も、今経済的な負担軽減策というものをふやしております**から、その関係について精査をしてきました」とした上で、「留保については撤回するという方向で調整するように事務方に今般指示をした」と答えている（180衆・予算委6号・2012.2.9）。

閉会直後の2012年9月11日、日本政府は留保撤回を閣議決定し、同日、国連本部に通告した。（外務省HPは下記）

#### 人権・人道

### 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第13条2（b）及び（c）の規定に係る留保の撤回（国連への通告）について

平成24年9月

日本国政府は、昭和41年12月16日にニューヨークで作成された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）の批准書を寄託した際に、同規約第13条2（b）及び（c）の規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保していたところ、同留保を撤回する旨を平成24年9月11日に国際連合事務総長に通告しました。

この通告により、日本国は、平成24年9月11日から、これらの規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されることとなります。



## 4. 第3期：高等教育の漸進的無償化へ —2013年第183回～2020年第203回—

(1) 2013年第183回～第185回：高校無償化への所得制限導入—漸進的無償化条項の趣旨を踏まえる方向性

2013年第183回（常会2013.1.28－同6.26）は、選挙公約で高校無償化への所得制限導入を掲げた自由民主党が政権復帰した国会である。高校無償化への所得制限導入に関わって、下村博文文部科学大臣は「**漸進的無償化**」について「**あるべき方向性はそのとおりだというふうに思いますし、ぜひ日本もそういう方向性を目指していきたい**」と答えている（185衆・文部科学委3号・2013.11.6）。

⇒政権交代によって留保撤回を見直すことはしない

⇒外務省HPにある通り「日本国は、平成24年9月11日から、これらの規定の適用に当たり、これらの規定にいう『特に、無償教育の漸進的な導入により』に拘束される・・・」

## (2) 2014年第186回～2020年第203回：高等教育に係る経済的支援・負担軽減方策

2014年第186回（通常2014.1.24－同6.22）以降においては、「漸進的無償化」に係る**審議のテーマは後期中等教育から高等教育に移行**している。そして、(1)有利子奨学金から無利子奨学金へのシフト変更、(2)返還月額が卒業後の所得に連動する所得連動返還型奨学金制度の導入、(3)限定的ながらも我が国初となる給付型奨学金の導入、(4)大学等修学支援法へと進んでいる。

⇒大学等修学支援法案の審議において、伊藤孝恵議員（国民民主党）は、「**漸進的無償化の今後の見通し**、いつ、どのようなスケジュールで、幾らの予算を要求し、何を財源として更に進めていくのか、具体的にお示してください」と質したのに対して、柴山昌彦文部科学大臣は「**文部科学省としては、財政や進学率など、その時々状況を総合的に判断しながら我が国における無償教育の漸進的導入に努めているところ**でありまして、その具体的なスケジュールや予算、財源について今お示しすることは困難です」と答弁している（198参・本会議13号・2019.4.19）。

(つづき)

⇒吉良よし子議員（日本共産党）は、「今後、確実にその対象を広げるという道筋も示さないままで漸進的無償化の趣旨にかなうというのも、やっぱり私は**詭弁だ**と言わざるを得ない」と断じている（198参・文教科学委5号・2019.4.23）。

⇒神本美恵子議員（立憲民主党）は、参議院での法案採決において、「2012年には保留していた高等教育の漸進的無償化を留保撤回し、高等教育を漸進的に無償化していく義務を負っています。日本国憲法や教育基本法には、誰もがひとしく教育を受ける権利が明記されています。**この権利保障を無償化によって実現するというのが基本的な考え方**であります。しかしながら、この法律案には、**政府がどのように高等教育の無償化を達成していくのかという道筋が全く示されておりません**」として反対の立場を表明している（198参・本会議16号・2019.5.10）。

# おわりに

国際人権規約の締結時に付された三つの留保のうち実際に解除されたのは「漸進的無償化」条項のみであり、**「漸進的無償化」条項の留保撤回は歴史的に大きな意味を有している。**

**第1期の審議**からは、「漸進的無償化」条項は留保されたものの、まずは(b)中等教育（高校教育）方策の前進充実によって、突破口が開かれることが予期された。事実、留保の2012年撤回へと導いたのは、教育基本法改定を巡る原理的な対抗軸の論議（2006年）を経た後に、政権交代（2009年）を待って打たれた、高校無償化という具体的方策の導入（2010年）であった。

**第2期の審議**からは、1979年の留保の背景にあった「神経質」「きちょうめん」な対応が、30年を経た2010年代にあっても亡霊のごとく、また政権交代したにもかかわらず一貫して、高校無償化の導入から留保撤回までに要する2年間の手間取り（精査作業）に繋がっていることが読み取れた。すなわち、(c)高等教育における「漸進的無償化」条項の留保撤回のために、高等教育方策そのものを如何に前進充実するのかが、「神経質」「きちょうめん」に問われたとみてよい。

**第3期**の審議からは、2012年になされた留保撤回の通告は「漸進的無償化」条項部分を受諾したという国際公約であり、国内的に政権が交代しようとも日本政府は当該条項によって拘束されていることが分かる。2012年に復帰した自由民主党政権も表立っては「漸進的無償化」条項を否定できず、その趣旨を尊重・遵守する立場を一貫して表明している。

第1期から第3期までの審議を通して興味深いのは、「漸進的無償化」条項が留保されたことで「漸進的無償化」が遅れたという一般的な理解とは逆に、**留保されることによって留保撤回という社会的・政治的な力動が生まれ、中等教育及び高等教育の「漸進的無償化」が継続的に意識され、進展を促してきたという歴史的な解釈も成り立つことである。**

最後に、**留保撤回から十周年（2022年）を迎えようとする今、中等教育及び高等教育の漸進的無償化を達成していく道筋を示すことが要請されていよう。そのためにも、「（仮）中等教育及び高等教育の漸進的無償化を促進する法案」が検討されてよい。**

# 補：私学問題

## ▶ 高校無償化における工夫

⇒高校生が権利主体 & 受給者（個人補助方式、代理受領）

⇒2020年度～私立高校授業料実質無償化：**年収590万円**未満世帯までを対象に私立高校平均授業料の半額支援

[https://www.mext.go.jp/content/20200117-mxt\\_shuugaku01-1418201\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200117-mxt_shuugaku01-1418201_1.pdf) ⇒右図

## ▶ 義務教育への波及

⇒私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業（2017-21）**年**収**400万円**未満かつ資産保有額600万円以下の世帯対象、最大年額10万円

## ▶ 大学等への波及

⇒大学等修学支援法 + 自治体施策

\* 兵庫県立大学：

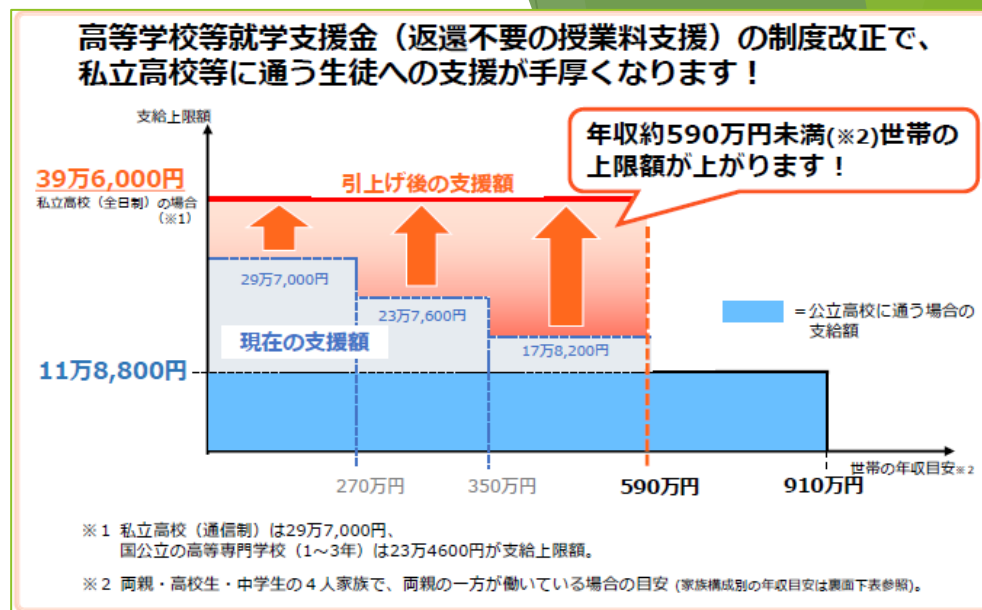
⇒右図

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/governor/documents/g\\_kaijen200501\\_06.pdf](https://web.pref.hyogo.lg.jp/governor/documents/g_kaijen200501_06.pdf)

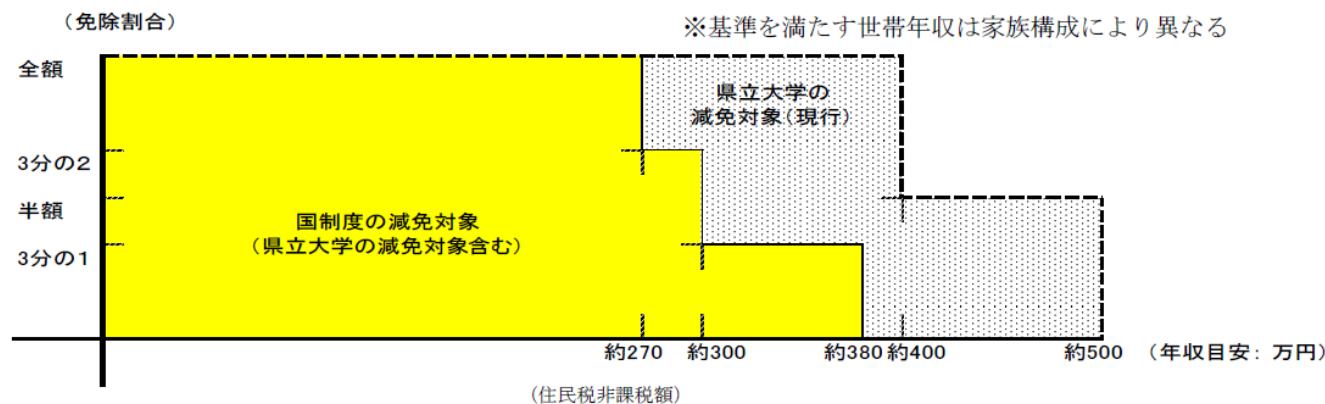
**年収約400万円全額 / 約500万円半額**

\* 大阪府市立大学：大阪府民学生  
**年収590万円未満全額 / 800万円2/3免除**  
**910万円1/3免除**

**私学を含めて更なる拡大・拡充の要求**



【参考】国制度と県立大学現行制度の比較（両親、本人、中学生の4人世帯の場合の目安）



※ 両制度は所得基準の算定方法が異なるため、実際には、県制度では全額（半額）減免だが、国制度では減免対象にならない者や、その逆の者もいる。

# 漸進的無償化プログラム（高等教育版）の枠組みを用いた日韓動向一覽

（渡部2020@日本教育行政学会第55回大会）

漸進的無償化プログラム（高等教育版）の枠組みを用いた日韓動向一覽 （渡部昭男2020）

区分	小区分 / レベル	国	広域自治団体	基礎自治団体	大学法人・学校法人	民間
A 学 費	A1:学費自体の軽減化	韓:入学金廃止 (国公立2018、私立-2022)	日:公立大学入学金の域内者への安価設定 私立の公立移管による学費抑制など 韓:ソウル特別市・市立大学費半額化(2012-)			
	A2:学費減免制の拡充	日:大学等修学支援法・低所得層(2020-) B1を含む2020国地方予算総額5,274億円51万人 * コロナ家計急変学生への対応拡大(2020) * コロナ対応減免を独自に行う法人等助成(2020)	日:大阪府/市立大・一部無償化(2020-)	日:東大・年収400万円以下家庭への授業料免除(2008-) 一部法人・優秀学生への学費減免 一部法人・コロナ困窮学生特別減免(2020)		
B 奨学金・ 学生ロー ン等	B1:給付型奨学金の拡充	韓:低所得層(2012-) ⇒中間層へ拡大&金額等拡充 2019予算約3,600億円94万人 日:先行実施(2017、約15億円2800人) 大学等修学支援法・低所得層(2020-)	日:育英会等による給付型奨学金 韓:江原道・道給付型奨学金(2012-)	日:一部法人・優秀学生への給付型奨学金	日:民間による給付型奨学金	
	B2:無利子学生ローンの改善	日:所得連動返還型奨学金(2017-)	日:育英会等による奨学金 特定職種への学資金制度・返還免除	日:一部法人・学資金制度	日:民間による学資金制度	
	B3:有利子学生ローンの縮減	韓:所得連動返還型奨学金(2010-)利下げ	日韓:自治体による利子補填事業			
	B4:学内勤労奨学金等の拡充			日:一部法人・学内勤労奨学金など(SA・TA・RA)		
C 修学支援	C1:学習費の支援	日:コロナ困窮学生支援緊急給付金(2020)	日:海外派遣・留学費支援など	日:一部法人・コロナ困窮学生独自支援(2020)		
	C2:学生生活費の支援	韓:大学寮の増設・収容人数の拡充	日:育英会等による学生寮・県人寮	日:一部法人・まかない支援、家賃補助、交通費補助	日:コロナ困窮学生食糧支援	
D 就労支援 生活保障	D1:就労支援	日:地方創生奨学金返還支援制度(2016-)	日:同左制度の活用(2016-) 2019:32府県・355市町村 地元インターンシップ・IUターン・起業補助 コロナ困窮学生アルバイト雇用(2020) 韓:ソウル特別市・若者手当(2016-)	日:一部法人・インターンシップ補助、資格取得支援		
	D2:生活保障	日:生活保護世帯子弟への進学支援 世帯分離の後も住宅扶助継続(2018-) 進学準備給付金(2018-)				